

千葉市迷惑電話等防止機器設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 千葉市は、通話録音装置及び着信拒否装置等の普及を図り、もって深刻化する高齢者の消費者被害を未然に防止するため、これらの機器を設置した者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、千葉市補助金等交付規則(昭和60年3月22日千葉市規則第8号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)通話録音装置 固定電話に取り付け、通話内容を録音する装置で、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する機器をいう。
- (2)着信拒否装置 固定電話に取り付け、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動で判別し、点灯により通知する機能を有する機器をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住民登録を有する65歳以上の者(以下「高齢者」という。)で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1)高齢者のみの世帯
 - (2)家族と同居しているが、日中は高齢者だけとなることが常態である世帯
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。
- (1)同一の世帯に過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者がいる場合
 - (2)同一の世帯に属する者が市税を滞納している場合
 - (3)規則第4条の2各号のいずれかに該当する場合

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる機器を設置する事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

- (1)通話録音装置
- (2)着信拒否装置
- (3)通話内容を録音する機能又は迷惑電話の着信を拒否する機能を内蔵する固定電話機

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費で市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の4分の3の額とする。この場合において、当該4分の3の額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は10,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、迷惑電話等防止機器設置補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 機器の設置に係る領収書
- (2) 商品カタログその他の購入した機器の機能が確認できるもの
- (3) 世帯に属するすべての者が記載されている住民票の写し
- (4) 暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したときは、迷惑電話等防止機器設置補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定をする場合において、規則第5条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 機器を常に良好な状態で維持管理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を遵守すること。

(請求の手続)

第10条 補助金の交付の決定及び確定を受けた者は、迷惑電話等防止機器設置補助金請求書(様式第3号)に振込口座通帳の写しを添付して、別に定める日までに市長に提出するものとする。

(交付の決定及び確定の取消し)

第 11 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 第9条各号に掲げる条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び確定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。